

歴史認識論(Ⅲ)

—国旗・国歌論争をふまえて—

豊田 憲一郎

I. はじめに

2004年の今春、わが国では国旗掲揚・国歌斉唱をめぐる、言論界に大きな論争が起きている。

考えてみれば、国旗・国歌としての日の丸・君が代論争はわが国における古くて新しい問題でもあり、戦後、大きな政治的対立を招いてきたのは周知のとおりである。今回の論争も表面的には学校現場における教育論争のように見受けられるが、その背景には諸々の問題が潜んでいることがうかがわれ、究極的にはわれわれ現代日本人の歴史認識の在り方をめぐる問題であると考えられる。

そこで、本稿では、今回のいわゆる国旗・国歌論争の争点を昨今の新聞社説から洗い出し、問題点を抽出し、さらに国旗・国歌論争を教材とした大学での歴史教育実践をもとに現代日本における歴史認識育成の在り方を明らかにしていきたいと考えるものである。

II. 問題の所在

今回の国旗・国歌論争の発端となるのは、2003年10月23日付で東京都教育委員会（以下、「都教委」と略記する）が都立学校に示した入学式や卒業式の日の丸・君が代の実施指針である。その通達には、「国旗は舞台の壇上正面に掲げ、教職員は国旗に向かって起立をし、国歌を斉唱する」等の12項目にわたる細かい指示がなされていた。¹さらに、そうした内容を徹底させるために、都教委の指導主事らを監視役として各学校に派遣したわけである。その結果、この春に都教委から200人を超える教員が国歌斉唱の際に起立しなかったなどとして戒告や減給の処分を受けることになった。ここに、この国旗掲揚・国歌斉唱の是非をめぐる論争がマスメディア等を通じて世間の注目を集めることとなる。

そこで、本節ではまずこのわが国における古くて新しい問題とも言える国旗・国歌論争の今回の概要を、国旗・国歌に関する昨今の新聞社説を比較しながら探してみたい。その理由は、この2004年3月から4月にかけて主として『朝日新聞』『読売新聞』『産経新聞』の3紙が国旗掲揚・国歌斉唱の是非を社説に掲げて論争を展開しており、それぞれの主張の中にこの論争の問題点を指摘することができるからである。次に、この3紙の社説の要旨を掲げ、比較してみる。

まず、この社説論争の口火を切るのは『朝日新聞』である。同紙は、3月18日付の社説²に「大人がムキになる愚」と題して、次のように述べる。

卒業式と入学式の季節がやってきた。ところが、この時期になると、決まってしまうようなことが起こる。日の丸掲揚と君が代斉唱を徹底させようという動きが年ごとに強まっているからだ。

突出しているのが東京都教育委員会だ。卒業式や入学式で日の丸に向かって起立せず、君が代を歌わない生徒の多い学校を特別に調査する方針を決めた。担任らの日頃の言動を調べ、生徒の行動に影響を与えたと判断すれば、教師を処分する。

卒業式や入学式は本来、生徒たちのためにあるはずだ。日の丸に向かって起立することに抵抗感を持つ生徒もいるだろうし、君が代の歌詞に違和感を持つ生徒もいるだろう。教師や仲間と議論し、自分の判断で立たなかったり歌わなかったりするならば、それはそれでいいではないか。

学校や生徒の自主性を生かそうという教育改革が進められてきた。国旗と国歌に限って、なにがなんでも一律の方針を押しつけるのは自己矛盾というものだろう。

むりやり起立させ、歌わせても国旗や国歌への理解が深まるわけでない。サッカー場で日本代表を応援する人たちが日の丸を振り、君が代を歌う。そうしたことが国旗や国歌の自然なあり方だ。

同紙は、さらに同月31日付の社説³で「起立せずに処分とは」と題して都教委の処分を批判する。

東京都教育委員会が都立の高校や盲・ろう・養護学校の教職員に対し、戒告などの大量処分をすることを決めた。今月の卒業式で君が代斉唱のときに起立しないなどの職務命令違反があったからだという。

式を妨害したのならともかく、起立しないからといって処分する。そうまでして国旗を掲げ国歌を歌わせようとするのは、いきすぎを乗り越えて、なんとも悲しい。

東京も含めて全国ほとんどの公立小中高校ではすでに日の丸が掲げられ、君が代が歌われている。

それでは不十分だ、国旗を壇上に掲げ、起立させ国歌をもれなく歌わせなければならない。それが都教委の考えだろう。

『朝日新聞』のこれらの主張に対して、『読売新聞』は同月31日付の社説⁴で「甲子園では普通のことなのに」と題して、次のように反論する。

たけなわのセンバツ高校野球大会の開会式で、女子高校生が国歌を独唱した。伸びやかな歌声に合わせて国旗が掲揚され、スタンドの観客も起立し、選手と共に掲揚台を見つめた。

夏の甲子園大会でも、プロの歌手が国歌を独唱している。

それなのに、学校では混乱する。

国歌斉唱で、椅子から立たない教師がいる。国旗を三脚に付け、会場の隅に置いておく学校もある。

広島県立高校の校長が国旗・国歌をめぐる教員との対立から自殺したのをきっかけに、1999年、国旗・国歌法が制定された。今、卒業式などでの国歌斉唱、国旗掲揚の実施率は100%近

い。

だが、教師の態度がこれでは、生徒、保護者、教職員が一体となって実施すべき式の雰囲気は、ひどく損なわれる。

「教職員は、指定された席で、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する」。今年の卒業式を前に、都教委が都立高校などに、そう通達したのは、式に国旗、国歌を正しく位置づけるためだ。

教師が卒業式で起立を拒否するのは、高校野球の開会式で、運営に当たる大会役員が国旗に背を向けるのと同じだ。許されることではない。

この『読売新聞』の反論に対して、『朝日新聞』は4月2日付の社説⁵で「甲子園とは話が違ふ」と題して、次のように応じるわけである。

卒業式で日の丸を掲げるな、君が代を歌うな、などと言っているのではない。処分という脅しをかけて強制するのは行きすぎだと主張しているのだ。それがなぜ国旗・国歌を貶めることになるのだろうか。

戦前の経緯や思想信条、宗教などの理由で、国旗・国歌に複雑な気持ちをもつ国民がいるのは事実である。どうしても嫌だという人に無理やり押しつけるのは、民主主義の国の姿として悲し過ぎる。私たちはそう言っているのだ。

確かに甲子園の開会式では国旗掲揚と国歌斉唱が行われ、役員、選手には脱帽を求め、観客には協力をお願いしている。しかし、処分をたてに強制などはしていない。もちろん監視員などいないし、罰則もない。

だが、都教委は違う。170人余りの教職員を戒告とし、5人の嘱託教員の契約更新を取り消した。明らかに式を妨害し、混乱させたなら別だが、起立しなかったり退席したりしたことが懲戒処分や雇用機会を奪う理由になるのか。憲法が保障する「思想及び良心の自由」を侵す疑いが強いと考える。

国旗・国歌法が99年に成立したとき、当時の小渕首相は学校での扱いについて「頭からの命令とか強制とか、そういう形で行われているとは考えておりません」と国会で答弁した。この記録を生徒に読ませ、「あなたの学校では首相らの約束が守られていますか」と尋ねてみたらいい。

ここで、この社説論争に『産経新聞』が加わる。即ち、同紙は4月3日付の社説⁶で「本質をそらした朝日社説」と題して、次のように主張する。

国旗・国歌法が成立した平成十一年、朝日は法制化に反対した。日の丸、君が代が「かつて日本がおこなった侵略戦争や、戦前の暗い社会の記憶」と結びついているとしたからだ。朝日はいつから、日の丸を掲げ、君が代を歌うことを認めるようになったのか。はっきりさせてほしい。

朝日は「国旗・国歌の強制」は「憲法が保障する『思想及び良心の自由』を侵す疑いが強い」とする。一般社会の私的な場なら、この考え方も許されよう。しかし、学校は子供に知識やマナーを身につけさせる公教育の場だ。それを怠る先生には処分を伴う強制力も必要である。朝

日の主張を推し進めると、教育は成り立たなくなる。

日本の公教育を担う教員には当然、国旗・国歌の指導義務がある。通常の社会人以上に、子供の模範となるような行動を心がけねばならない。まして、公的な学校行事である卒業式において、生徒の面前で起立しない行為は到底、許されるものではない。

この『産経新聞』の社説に、『朝日新聞』は4月4日付の社説⁷で「産経社説にお答えする」と題して、以下のように応じたのである。

私たちは、日の丸や君が代が国民の間で定着しているという事実を認めたくなくて、一貫して「日の丸や君が代を強制するな」と主張してきた。国旗・国歌法を論じたとき、社説に「結局、強制にならないか」「選択の自由を奪うまい」といった見出しをつけたのも、そういう意味からだ。

「いつから認めるようになったのか」と問われれば、「最初から掲げるなとも歌うなとも言っていない」とお答えするしかない。日の丸を掲げ、君が代を歌うことはもちろん認めるが、掲げない自由、歌わない自由も認めるべきだ、ということである。

「それなら、おまえは歌うのか、はっきりしろ」と言わんばかりの問いかけは「踏み絵」の思想だ。処分をたてにした都教育委員会の指導は教員たちに「踏み絵」を強いたものと言えるだろう。

学校が教えるのは知識やマナーだけではない。自ら学び、自ら考える力こそ大切であり、だからこそ中央教育審議会も自主的・自律的な学校づくりを求めているのだ。しかし、都教委は式次第や国旗の位置、伴奏の方法まで12項目にもわたって細かく指示している。学校の自主性や個性を認めないやり方は、公教育にとってむしろマイナスだと考える。

以上が、3紙の卒業式における国旗・国歌をめぐる社説論争の概要である。

次に、この社説論争の争点を洗い出しながら、問題の所在を探ってみたい。

まず、第1の問題点としては、この社説論争の争点の事実的根拠となった国旗掲揚・国歌斉唱の学校現場における強制の是非が挙げられる。それは、裏返して言えば学校現場に法的な義務規定があるかどうかの問題であると言える。

まず、行政側による強制の法的根拠として予想されるのは、1999年8月9日に成立した「国旗及び国歌に関する法律」（以下、「国旗・国歌法」と略記する）であるが、この法律は日の丸・君が代が国旗・国歌であるとしてだけ定めた定義法であり、強制の法的根拠にはなり得ないと言える。それよりも、学校教育法施行規則第25条で教育課程の基準として文部大臣（現文部科学大臣）が公示するとされている学習指導要領が法的根拠としてはむしろ有力になると考えられる。それは、この学習指導要領がこれまでも学校現場における国旗掲揚・国歌斉唱を強力に推し進めてきた側面が強いからである。戦後、連合国軍の占領下等で日の丸の掲揚等が制限されてきたが、1958年に官報告示された学習指導要領（高等学校は1960年版）で、学校現場での日の丸・君が代が復活することになる。つまり、この時の学習指導要領以降、「国民の祝日などにおいて儀式等を行う場合には、児童（生徒）に対してこれらの祝日などの意義を理解させるとともに、国旗を掲揚し、君が代（1977年改訂から国歌）を斉唱させることが望ましい」との文言が盛り込まれ、学校現場での指導が促されることになるわけである。そして、1989年の学習指導要領改訂によ

り、その文言は「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と変えられ、学校現場での指導が一層強化されてきていると言えるだろう。そこで、問題となるのは学習指導要領の強制力、つまり法的拘束性である。学習指導要領は、文部省（現文部科学省）が1947年に「試案」として作成したものが始まりであり、当初学校や教師の裁量が幅広く求められていたものであったが、上述したように1958年に「官報告示」となり、以来教育課程の基準として法的拘束力を持つものとされるようになったわけである。

この学習指導要領の法的拘束力に関してはこれまでも教育界や司法の場で争われてきたが、宮淑子はその拘束力を否定する立場から次のように述べている。⁸

学習指導要領に法的拘束力ありとする行政側の主張が「法的基準説」だとすると、学習指導要領は「指導助言的文書である」とするのが「大綱的基準説」である。

なぜなら、教育基本法十条は教育行政に関して、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。②教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」と規定している。この条文に照らすなら、教育内容の細かい点まで規定している学習指導要領は、教育行政の「不当な支配」に当たるのではないかという考えになり、この考えを前提に、「大綱的基準説」といわれる学説が多くの支持を受けているのである。

詳細は省くが、裁判所の判例も、「大綱的基準説」を支えたものが幾つか出ている。

ともあれ、この学習指導要領の拘束性をめぐっては、今回の国旗・国歌論争を契機として、司法の場を中心に今後さらに問われていくことになるであろう。

第2の問題点としては、公と私の在り方を挙げることができよう。今回の例でいえば、都教委という公権力による国旗・国歌の強制に教師あるいは生徒という私人は従わざるを得ないのかという問題である。この場合、教師や生徒の私権としての内心の自由が当然浮かび上がってこよう。言うまでもないが、この内心の自由は憲法第19条の「思想・良心の自由」に基づくもので、日本国憲法の大きな柱である基本的人権の尊重に裏付けられたものである。そして、この思想・良心の自由には内心を表明する自由とともに内心を表明しない自由、表明を強制されない自由が含まれていることも広く知られている。そうすると、私人の立場に立てば、儀式での起立・君が代斉唱という指示そのものが内心の自由を侵すことにもなると考えられるわけである。つまり、公が私の領域に入り込めるのはどこまでなのかという公と私の在り方の問題が、今回の論争で改めて突きつけられていると言える。

さらに言えば、この問題の根本的な背景として憲法観・国家観の争点を指摘できよう。即ち、現行憲法は国家が国民一人ひとりの心の中には立ち入らないという近代民主主義に基づく人類普遍の原理というべきものを原則とし、そのために公と私を区分し、法と倫理・思想の混同を強く戒めている。憲法の政教分離の原則はその典型とも言える。一方、こうした近代欧米的価値観が家庭や社会の荒廃を招いているとして倫理的価値観を法に盛り込もうとする動きも強くなってきている。現行憲法への異議申し立てとも言える。この憲法観の相違は国家と国民の関係をどちらを優先的に考えるのかという国家観の相違としてとらえることができ、国旗・国歌論争の一つの大きな底流をなしていると考えられる。

第3の問題として、学校教育における卒業式の在り方をどう考えるかという点を挙げる事ができる。

これは、具体的には学校行事である卒業式が含まれる「特別活動」が学校教育においてどう位置付けられているかと関係してくる。

例えば、天皇主権の戦前においては、教育は勅令主義のもとに天皇制国家における臣民育成を目的としていた。このような体制下で、現在の「特別活動」に含まれる儀式、運動会、遠足、学芸会など教科以外の諸活動は「課外活動」として位置付けられ、教科教育の補完的役割と精神教育の一環を担っていた。したがって、学校における儀式では、日の丸・君が代は御真影への拝礼、天皇・皇后両陛下への万歳奉祝、教育勅語奉読とセットで掲げられ斉唱されていたのである。

国民主権の戦後においては、当然日本国憲法、教育基本法に基づく民主主義教育が目指されることになった。戦前の「課外活動」も呼称の変遷は小・中・高等学校で多少あったけれども、現在いずれも「特別活動」として「教科」と並ぶ教育課程の中に位置付けられ、人間形成教育を目指しているわけである。具体的には、現在の「特別活動」は集団活動を通して個性の伸長を図り、自主的・実践的態度を育成することを目標としており⁹、この精神は当然その活動内容に含まれる学校行事における卒業式や入学式等の儀式的行事にも求められていると言える。この主旨に照らせば、特に学校行事における卒業式はできる限り児童・生徒の発想・主体性を生かしながら、教師が指導・支援しつつ、プログラムを作り上げていく¹⁰ことが上級学校ほど求められることになろう。いわんや、戦前の「課外活動」における学校主導の一方的な儀式に逆行することは許されないはずである。

第4番目に挙げられるのは、日の丸・君が代の歴史的経緯と天皇制に関する問題である。

日の丸は、古くは武将の軍扇や旗印に使われていたが、江戸時代には船籍を示す標識として用いられるようになったようである。それが国旗としての性格を帯びるようになるのは、幕末に來航した異国船と日本の船を区別するために、徳川幕府が1854年に日の丸を日本国の総船印と定めてからである。明治政府も1870年に太政官布告で対外的な標識としたので、船舶の他に在外公館などに掲げられるようになっていったと言われる。さらに、日清・日露戦争頃から学校の儀式で国旗として掲げられる一方、戦勝祝賀行列や出征兵士の見送り等では日の丸の小旗が人々の間で打ち振られるようになる。そして、戦時に入ると戦場での日の丸旗を先頭にした突撃や戦闘機の機体に日の丸が描かれた零式戦闘機、通称ゼロ戦に象徴されるように、まさに軍国主義日本の軍旗としての機能を担うようになっていったのである。

一方、君が代は薩摩藩士大山巖が1869年に国歌作成の必要からその歌詞を平安時代の和漢朗詠集や古今和歌集の古歌に求めたのが発端とされる。この古歌は本来祝賀用であり、その歌詞の中の「君」も不特定であったのが、明治時代以降天皇を意味するようになり、「天皇の御世」をたたえる歌として祝祭日の儀式のたびに御真影と日の丸に向かって斉唱させられるようになっていったのである。まさに、君が代は天皇制国家を支える歌としての機能を担っていったと言える。

このように、日の丸・君が代はわが国の明治時代以降の戦前において負の機能を担わされた重い歴史をもっており、このことが歴史の教訓として今日まで根強い批判を受け続ける所以となっていると考えられる。

また、高橋哲哉は学校教育の場での日の丸掲揚・君が代斉唱に反対する理由として、次のように述べる。¹¹

反対理由は、なによりも、両者が侵略戦争と植民地支配のシンボルだったことにある。

この原則を譲ることはできない。旧枢軸国のドイツ・イタリアが戦後まもなく国旗を換え、国歌に変更を加えたように、日本も事実上の国旗・国歌を使うなら、過去の反省を踏まえて別のものに換えるべきであった。今からでも遅くない。別の国旗、別の国歌に換えるのが望ましい。

別の国旗、別の国歌に換えれば、問題はなくなるだろうか。私は別の国旗・国歌であっても、学校教育その他の場で掲揚や斉唱を義務づけることには反対である。国旗・国歌の歴史は近代国民国家のナショナリズム、対外戦争、帝国主義の歴史と不可分であり、自由・平等・友愛の理想を表すフランス共和国の三色旗、ラ・マルセイエーズがそうであるように、どんな「崇高」な理想を象徴する国旗・国歌でも、いやむしろ、そこに象徴された理想が「崇高」であればあるほど、民衆に国民的一体化を強要し、まつろわぬ民、他者への暴力に動員していく力を発揮する。「国民が一致して心から歌える歌でないから」君が代に反対する、という議論はある程度有効だが、国旗礼拝・国歌斉唱という集団の身体行為の反復をとおして、国民全体が一つの国旗・国歌のもとに「心」まで「一致」させられてしまうことの恐ろしさもまた忘れることはできないのだ。

つまり、高橋は例え日の丸・君が代以外の国旗・国歌であろうと、国民へのその強制・押し付けは国民の精神統合をはかることになり、まつろわぬ民への暴力、つまり、排外主義に陥る危険を指摘するわけである。

このように、国旗・国歌は国民的一体感を作り出す機能を本質的に備えており、その政治的強制は国家主義・全体主義に陥りやすく、民主主義に逆行する動きを孕んでいると言えよう。

特に、今日のわが国における日の丸・君が代論争の背景には象徴天皇制の問題が潜んでいると考えられる。例えば、色川大吉は「紀元節の復活、建国記念日の論争あたりから始まって、元号法、靖国神社国家護持法案、日の丸・君が代法制化と継続されてきた流れはひとつつらなりのもので、皇室や天皇を利用した日本ナショナリズムの強化をめざしたのではないだろうか」¹²と懸念を表明している。また、江口圭一も中村政則との対談で、日本人の国家意識と天皇制との関連について、次のように述べるわけである。¹³

国というイメージが曖昧なゆえに日本人は国への帰属感が強いということを先ほど言ったんですけれども、これは逆に言うと、帰属する核がないということですね。そういう日本人の国家意識は、支配する側からは大変不安定に見える。「国を愛せ」と言ってみたところで、それには国土も郷里も国家も含まれていて、はじめがつけられない。そこで、忠誠の中核になるものがほしいということで、中曽根前総理（肩書きは当時のもの：引用者注）の言を借りて言えば、「太陽のごとき存在としての天皇」となる。

いみじくも、1999年の国旗・国歌法制定の際に、政府は「君が代」とは主権者国民の総意に基づき天皇を象徴とするわが国のことである¹⁴、と弁明したが、このことは却って国歌としての君が代が天皇制と結びついていることを表明しているものと言えよう。

以上、新聞社説にみる今回の国旗・国歌論争の争点を洗い出し、問題の所在を探ってみたが、その背景として教育観、国家観、憲法観、歴史観、天皇観等の相違がうかがわれることが明ら

かになったと思う。そして、これらは現代日本人の歴史認識の在り方に大きく関わってくると考えるわけである。

III. 国旗・国歌論争と歴史教育

前節における分析により、今回の国旗・国歌論争の背景には教育観、国家観、憲法観、歴史観、天皇観等が潜んでおり、それは現代日本人の歴史認識の在り方に関わってくることが明らかになった。

そこで、本節では、それでは直接的に歴史認識育成をはかる歴史教育において国旗・国歌論争をどう扱うかという視点から、筆者の大学における歴史教育実践をもとに分析・考察してみたい。授業は、筆者が現在勤務している大学の講義の中で実践してみた。¹⁵

発問形式で授業の流れを示すと、次のとおりである。

- (1) アンケート（「日の丸・君が代」に関する意識調査。無記名）に答えてください。
- (2) 資料（「君が代の起立強制で波紋」¹⁶）にある今年3月の東京都立高校の卒業式における都教委と教師及び生徒のやり取りについてどう思いますか。
- (3) 東京都立高校などの卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の強制をめぐる新聞3紙の社説（「大人がムキになる愚」¹⁷、「甲子園では普通のことなのに」¹⁸、「甲子園とは話が違う」¹⁹、「本質をそらした朝日社説」²⁰、「産経社説にお答えする」²¹）の資料から、この社説論争の争点は何だと考えますか。
- (4) 都教委による国旗掲揚・国歌斉唱強制の根拠は何だと思われませんか。また、その強制への反論の根拠は何でしょうか。
- (5) 資料（「日の丸・君が代」の歴史年表）から、日の丸及び君が代はどのような歴史をたどってきたことが分かりますか。
 - ① 明治以後、日の丸の扱いがどうなっていったことが問題なのですか。
 - *途中で写真資料（「零式艦上戦闘機」²²、「大日本産業報告会創立大会場」²³、「日の丸の小旗を背にラッパを持つ少年人形広告」²⁴、「出征兵士の見送り風景」²⁵、「三国同盟の成立を祝う銀座のレストランに掲げられた日独伊三国の国旗」²⁶、「現在のドイツとイタリアの国旗」²⁷）を配布する。
 - ② 君が代のどこが問題となるのですか。
 - ③ 第二次大戦前、わが国と同じように国家主義・軍国主義であったドイツとイタリアで、国旗・国歌が今日あまり問題とならないのはなぜでしょう。
- (6) 今日の授業から、「入学式」や「卒業式」等における国旗掲揚・国歌斉唱といういわゆる「日の丸・君が代問題」について、あなたはどんな考えをもちましたか。あなたの率直な考えをお聞かせください。

*事前にシートを配布しておく。

次に、この授業における学習者である学生の反応を分析してみる。

まず、授業の最初に行ったアンケート調査の結果は次のようになる。

- (1) あなたは、日本の国旗は「日の丸」、国歌は「君が代」だと思っていましたか。

- ① はい95% (男87.5%、女100%)
 - ② いいえ0%
 - ③ 考えたことがなかった5% (男12.5%、女0%)
- (2) あなたは、日本国旗としての「日の丸」は好きですか。
- ① はい45% (男68.7%、女29.2%)
 - ② いいえ7.5% (男6.3%、女8.3%)
 - ③ どちらともいえない47.5% (男25%、女62.5%)
- (3) あなたは、日本国歌としての「君が代」は好きですか。
- ① はい17.5% (男25%、女12.5%)
 - ② いいえ37.5% (男25%、女45.8%)
 - ③ どちらともいえない35% (男31.2%、女37.5%)
 - ④ 歌詞は好きだが曲は嫌い5% (男6.3%、女4.2%)
 - ⑤ 歌詞は嫌いだが曲は好き5% (男12.5%、女0%)
- (4) あなたは、「入学式」や「卒業式」で式場に「日の丸」が掲揚されるのは当然だと思いますか。
- ① はい40% (男43.7%、女37.5%)
 - ② いいえ20% (男25%、女16.7%)
 - ③ どちらともいえない40% (男31.3%、女45.8%)
- (5) あなたは、「入学式」や「卒業式」で君が代斉唱があるのは当然だと思いますか。
- ① はい20% (男31.2%、女12.5%)
 - ② いいえ25% (男31.2%、女20.8%)
 - ③ どちらともいえない55% (男37.6%、女66.7%)
- (6) あなたが、オリンピックやワールドカップの会場に居たら、「日の丸」の旗を振って日本選手を応援したいと思いますか。
- ① はい56.4% (男50%、女60.9%)
 - ② いいえ15.4% (男18.8%、女13.0%)
 - ③ どちらともいえない28.2% (男31.2%、女26.1%)
- (7) 何かの式や大会等で、歌を歌うことや応援を強制されたら、あなたはそれに黙って従いますか。
- ① はい48.7% (男43.8%、女52.2%)
 - ② いいえ28.2% (男31.3%、女26.1%)
 - ③ みんなにも歌うことや応援を勧める10.2% (男6.2%、女13.0%)
 - ④ 抗議する2.6% (男6.2%、女0%)
 - ⑤ 即座に式場や会場を去る0%
 - ⑥ その他10.3% (男12.5%、女8.7%)
- (8) 「日の丸」や「君が代」についてあなたが普段思っていることがあったら、そのご意見をお聞かせください。

まず、この調査結果にみる学生の「日の丸・君が代」への好感度であるが、「日の丸」に対して「君が代」への拒否反応が特に女子に目につく。その理由は(8)の問いの意見欄にみられた「暗

い」「重苦しい」「意味がわからない」「ださい」「地味」「かたい」という「君が代」のイメージからきているものと思われる。だが、双方とも「どちらともいえない」という反応がかなりの割合を占めていることから、学生の関心度の低さもうかがわれた。

次に、「入学式」や「卒業式」での日の丸掲揚・君が代斉唱についても好感度と似た傾向の反応であると言えるようだ。

一方、オリンピック等での「日の丸」の旗を振っての応援には半数以上が参加したいとしているし、応援の強制にも従うとする学生が多数を占めていることが分かる。

また、(8)の問いの意見欄には、上述した「君が代」イメージの他に、「行事の時に何も疑問を持たずに歌っていた」「君が代はいつあたりから国歌としてでてきたのか」「気持ちよく歌える国歌が欲しい」「日の丸は何か簡単だし、いいと思う」「昔から続いてきていることだし、当然のことだと思っている」等が挙げられていた。

以上のアンケート調査から、学生はこれまでの学校行事や儀式等では、日の丸掲揚・君が代斉唱に自然と従ってきたけれども、その歴史性や存在性には意識が及んでいなかったことがうかがえるわけである。

さて、授業は上述したように、新聞3紙の社説論争を導入とし、「日の丸・君が代」の歴史的経緯を視点としながら、学生の歴史認識を深めさせようと試みてみた。そこで、授業の最後に書かせたシート記述から授業後の学生の歴史認識の在り方を探ってみることにする。

まず、「国旗・国歌」としての「日の丸・君が代」を授業後学生がどうとらえたかをみると、相対的に肯定していると考えられる記述の学生が8名、否定的な記述の学生が20名、中間的な記述の学生が12名であった。次に、肯定・否定をそれぞれ代表すると考えられる学生のシート記述を紹介する。

まず、肯定派と考えられる学生の見解である。

日本の国旗には歴史が詰まっている。賛否があるようだが、戦争という誤ちを認識するためにも現在の国旗でよいのではないか。意識を変えれば可能であろう。

斉唱も、解釈を現代に移し変えれば済むのではなかろうか。

好き嫌いに関係なく広く知られているのだから、ちょっと意識を変えればよい。(K・G)

次に、否定派と考えられる学生の見解である。

私は国旗・国歌の歴史について初めて学ぶ事がありました。そして、それによって自分の考えも少しずつ変わってきた。

国旗については、軍旗だったことから掲揚を拒否する人がいるように思われる。かつて戦争で日本人も含め多くの人々を苦しめた時にいつも掲げられていた旗を戦争をしないと誓った今でも使っているのはおかしいと思う意見であれば私も同感である。ならばどうすればいいか。国旗を変えてしまえば良いと思う。新しく今目指している日本のシンボルとなるような国旗を作るのが良いと思う。日本と三国同盟を結んでいたドイツ・イタリアは戦後、国旗を変えたそうだが、日本もあの時新しくしていればこんな問題は出てこなかったのではないか。

また国歌についても同じような事であると思う。国民主権となっている今の日本でありながらも君が代を歌っている。「君」というのが今だに「天皇」を指しているのならおかしいと思

う。国歌も国旗同様、みんなが納得するような新しいものに変えれば良いのだ。個人的な意見としては是非明るい感じのものにしてもらいたい。

この国旗・国歌問題に教育関係が絡んでくると難しいものになる。掲揚・斉唱に反対するのは個人の思想の自由として良いと思う。しかし卒業式などの多勢が集まるときに、起立しない、歌わないというのはどうだろうか。

国旗・国歌を新しく作るというのは簡単な事ではないと思う。できるまでには時間もかかるだろう。では、日の丸・君が代がどのような意味を持っているのか、明治時代にあった時の国旗・国歌の内にある思想は取り除かれているのかどうかを、国民にはっきりと教えていくべきであると思う。(R・T)

学生のシート記述を分析してみると、全般的に日の丸・君が代肯定派の学生の見解文は短くてステレオタイプになっており、情緒的でやや攻撃的なものが多い。また、その根拠も慣習重視で精神主義的であると言える。したがって、自分の考えに固執する傾向が強いことがうかがわれる。

一方、否定派の学生の見解文は比較的長文が多く、説明調で論理的であると言える。その根拠も歴史的経緯や法的なものに基づき合理的である。そして、思考も柔軟な傾向であることが、その内容からうかがわれる。

また、その語り方も、肯定派はモノローグの語り口であるのに対して、否定派はダイアローグの語り口になっていることが特徴的である。したがって、歴史認識を深める歴史教育の在り方としては内容構成面における工夫もさることながら、教育方法として討論活動をもっと積極的に取り入れることが大学の歴史教育においても求められることを実感している。つまり、遠山茂樹が「歴史の解釈の結論は、生徒に委ねなければなりません。歴史学習の目標は、将来彼らが社会人となったとき、責任ある各自の歴史観をもつことができるよう、その基礎的な知識と基礎的な思考力を習得させ、また訓練することにあります。」²⁸と指摘するように、大学の歴史教育においても科学的な知識と合理的な思考力の習得をはかる歴史認識育成のためには、方法面における表現力と対話力の育成訓練が欠かせないということであろう。

IV. 終わりに

本稿では、昨今の国旗・国歌論争を新聞社説をもとに分析し、問題点を抽出し、さらに大学の歴史教育の場で実践することにより、現代日本人の歴史認識育成の在り方を考察してみた。

具体的には、新聞社説の分析により、今回の国旗・国歌論争の背景に教育観、国家観、憲法観、歴史観、天皇観の問題が潜んでおり、それは現代日本人の歴史認識の在り方に関わってくるということが明らかになった。そこで、上述の背景を視点としながら、大学の歴史教育の場で国旗・国歌論争をテーマに授業実践することにより、歴史認識育成の方策を探ってみたわけである。

今後、さらに実験・実証的研究を深めていきたい。

注

1. その要旨は、「〔国旗〕式典会場の舞台壇上正面に掲揚／都旗を併せて掲揚。国旗は向かって左、都旗は右／屋外は来校者が十分認知できる場所に／時間は当日の始業時刻から終業時刻〔国歌〕式次第に『国歌斉唱』と記載／司会者が『国歌斉唱』と発声し、起立促す／教職員は、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌斉唱／斉唱はピアノ伴奏で〔会場設営〕舞台壇上や会場正面に演台を置き、卒業証書授与／児童・生徒は正面を向いて着席／教職員の服装は、厳粛かつ清新な雰囲気の中で行われる式典にふさわしいもの」となっている。2003年11月2日付の『朝日新聞』（西部本社発行）参照
2. 2004年3月18日付の『朝日新聞』（西部本社発行）参照
3. 2004年3月31日付の『朝日新聞』（西部本社発行）参照
4. 2004年3月31日付の『読売新聞』（西部本社発行）参照
5. 2004年4月2日付の『朝日新聞』（西部本社発行）参照
6. 2004年4月3日付の『産経新聞』参照
7. 2004年4月4日付の『朝日新聞』（西部本社発行）参照
8. 宮淑子「何が『異常』で何が『不適切』なのか」『世界』2004年4月号、岩波書店、p. 97
9. 例えば、現行の「高等学校学習指導要領 第4章 特別活動」は目標として、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」掲げている。文部省『高等学校学習指導要領解説 特別活動編』東山書房、1999年、p. 13
10. 新しい卒業式の在り方についての分析及び考察に関しては、次に掲げる拙稿を参照いただければ幸いである。拙稿「特別活動に関する一考察」『九州ルーテル学院大学紀要 VISIO』第26号、1999年、pp. 165-180
11. 高橋哲哉『戦後責任論』講談社、2003年、pp. 239-240
12. 色川大吉「国際化に逆行する『君が代』 法案が狙う皇国ナショナリズム」『論座』1999年9月号、朝日新聞社、p. 38
13. 江口圭一・中村政則「いま昭和史を考える」『世界』1989年2月号、岩波書店、p. 58
14. 当時の小淵恵三首相は、1999年6月29日の衆議院本会議の答弁で、日の丸・君が代を国旗・国歌とする法案の焦点の一つである君が代の歌詞の解釈について「君が代の『君』は、日本国および日本国民の統合の象徴であり、その地位が主権の存する国民の総意に基づく天皇のことを指す」と述べている。1999年6月30日付の『朝日新聞』（東京本社発行）参照
15. この授業は、2004年5月14日に筆者が勤務している九州ルーテル学院大学の「歴史認識論」の講義の時間に行った。
16. この資料は、『熊本日日新聞』の2004年5月2日から5月8日にかけて6回連載された「憲法は生きているか」の5回目の報告記事である。2004年5月7日付『熊本日日新聞』
17. 2004年3月18日付『朝日新聞』（西部本社発行）
18. 2004年3月31日付『読売新聞』（西部本社発行）
19. 2004年4月2日付『朝日新聞』（西部本社発行）
20. 2004年4月3日付『産経新聞』
21. 2004年4月4日付『朝日新聞』（西部本社発行）
22. 『週刊朝日百科 日本の歴史118』朝日新聞社、1988年、p. 11-254
23. 『週刊朝日百科 日本の歴史116』朝日新聞社、1988年、p. 11-189
24. 『週刊朝日百科 日本の歴史116』朝日新聞社、1988年、p. 11-173
25. 『週刊朝日百科 日本の歴史119』朝日新聞社、1988年、p. 11-260
26. 林茂『日本の歴史 25』中央公論社、1968年、p. 184
27. 『今がわかる時代がわかる 世界地図2004年版』成美堂出版、2004年、pp. 8-9
28. 遠山茂樹『歴史学から歴史教育へ』岩崎書店、1981年、pp. 113-114